

答 申 第 103 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申

令和 7 年 12 月  
三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が別表 A 欄に記載の日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った別表 B 欄に記載の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が別表 C 欄に記載の日付けで行った公文書不存在決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審議手続きについて

審査請求人は、本決定に対しそれぞれ審査請求を行っているが、いずれも公文書の不存在を理由としているものであり、本請求の趣旨も類似の考え方によるものであることから、当審査会は手続を併合して行うことにより、審議をより迅速かつ円滑に進めることができると判断し、審査請求を一括して審議することとした。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

(1) 別表請求番号 1 について

職員の公務に問題があるため、県土整備部長に対し、改善要求等のために面談して説明する機会を設けるよう何度も申し出を行ったが、面談が行われなかった。

他部署の部長はそのような場合に面談を行っており、県土整備部長だけが県民に面談しない規則があるはずである。公務の根幹は公文書であり、内部規定等があるはずなので、隠さず開示してほしい。

また、ないのであれば、そのような対応はいけないという公文書を開示してほしい。

(2) 別表請求番号 2 について

松阪建設事務所は、職員が法を逸脱した過大な要求をし、愉快犯的な業者いじめをしており、そのことについて話をしに行ったところ、所属や住所を尋ねるなど、身元調査のような人権侵害の接遇が行われた。

また、開示請求文書の特定のための面談に応じると協力を申し出たが、公権力を濫用した応対で実施されなかった。

身元調査のような来庁者に不快な思いを感じさせる接遇はいけないことがわかる規定・研修資料・通達等を開示してほしい。

さらに、松阪建設事務所の公権力の濫用体制を改善してほしい。

### (3) 別表請求番号 3 について

税金を使って行っている公務において、常識では考えられないことを行い、個人的な満足のために「嫌がらせ」を行う職員がいることは税金の無駄遣いであり、納税者として許せないことである。

また、開示請求文書の特定のための面談に応じると協力を申し出たが、公権力を濫用した応対で実施されなかった。

請求に係る文書はあるはずなので、開示決定を行い、懲戒処分をおこなってほしい。

さらに、当該文書がないのであれば、そのようなことはしてはいけないことがわかる公文書の開示を行い、公権力の濫用体制を改善してほしい。

### (4) 別表請求番号 4 について

税金を使って行っている公務において、常識では考えられないことを行い、個人的な満足のために「嫌がらせ」や「不快な応対」を行う職員がいることは税金の無駄遣いであり、納税者として許せないことである。

また、開示請求文書の特定のための面談に応じると協力を申し出たが、公権力を濫用した応対で実施されなかった。

請求に係る文書はあるはずなので、開示決定を行い、懲戒処分をおこなってほしい。

さらに、当該文書がないのであれば、そのようなことはしてはいけないことがわかる公文書の開示を行い、公権力の濫用体制を改善してほしい。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

### (1) 別表請求番号 1 について

請求に係る規定等については作成をしておらず、三重県法規集にも当然掲載されていない。

なお、県民の方への対応に関しては、基本的には各課の担当者が責任をもって対応しているが、場合によっては部長等が対応することもあり、県土整備部長だけが対応しないという点は事実に反している。

### (2) 別表請求番号 2 ~ 4 について

請求に係る文書については、いずれも社会通念上作成されるような文書でないため作成をしていない。

また、いずれの請求も、条例第 6 条第 2 項に規定する開示請求者の協力を要するものではないため公権力の濫用には該当せず、適切である。

身元調査に関しては、県が禁止しているのは差別につながるような身元調査であり、一般的な質問については禁止されていないことから、あくまで一般的な質問を行ったものである。

電話の着信に関しては、複数回電話をかけた事実はあるが、非常識と言われるほどの回数をかけたものではない。

さわやか提案箱への回答に関しては、許認可に関する申請者の当初の申請通りに許可

されていないことを審査請求人は「いじめ」と称していると考えられるため、当事務所が行っているのは審査であるということを回答しているものである。

## 6 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、県の各庁舎へ来庁した際等の職員の応対を不快に感じ、それらの対応が不適切であると考えていることに加え、公務は法令や条例等に基づき行うものであるから、審査請求人にとっての不適切な対応の裏には、それらの対応を行うこととする、又は、行うことができる規定等が存在するはずであると主張する。

一方で実施機関は、そのような規定は作成していない、社会通念上作成されるような文書ではないと主張する。

実施機関が主張するとおり、本請求で開示を求めている文書のいずれにおいても、社会通念上存在しない文書であることは明白である。

したがって、本決定はいずれも妥当である。

なお、当審査会は、条例に基づき実施機関が行った開示・非開示等の妥当性について審査するものであり、実施機関の接遇が適切かどうかについてまで審査するものではない。

### (3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

## 審査会の処理経過

年月日	処理内容 ※【】内の数字は別表に記載の請求番号
R 6.12.18	・ 質問書の受理【2、3】
R 6.12.26	・ 質問書の受理【4】
R 7.1.6	・ 質問書の受理【1】
R 7.1.14	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【2、3】 ・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理【2、3】
R 7.1.21	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【4】 ・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理【4】
R 7.1.24	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【1】 ・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理【1】
R 7.1.30	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【1～4】
R 7.2.18	・ 実施機関から意見書の受理【1】
R 7.7.15	・ 書面審理 ・ 併合に係る審議 (令和7年度第3回第1部会)
R 7.7.17	・ 実施機関及び審査請求人に対して併合審議の通知【1～4】
R 7.8.8	・ 審査請求人の口頭意見陳述 (令和7年度第4回第1部会)
R 7.9.2	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和7年度第5回第1部会)
R 7.10.6	・ 審議 (令和7年度第6回第1部会)
R 7.11.10	・ 審議 (令和7年度第7回第1部会)
R 7.12.8	・ 審議 ・ 答申 (令和7年度第8回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	役　　職　　等
会　　長 (第二部会部会長)	名　島　利　喜	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	三　田　泰　雅	四日市大学総合政策学部教授
※委　　員	須　川　忠　輝	三重大学人文学部准教授
※委　　員	田　中　亜　以	司法書士
※委　　員	田　中　三　貴	三重弁護士会推薦弁護士
委　　員	伊　藤　綾　香	株式会社三十三総研
委　　員	小　川　友　香	税理士
委　　員	渡　邊　　功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。

別表

請求番号	開示請求日 (A)	開示請求内容 (B)	決定日 (C)	決定内容
1	R6.8.22	①県土整備部長及び課長が県民に会わないという規則 ②県民や来庁者に対して社会人としてあり得ない様な失礼な応対をするのだと規定している規則	R6.9.3	不存在
2	R6.10.23	来庁した県民に対して身元調査の様なことを行い来庁者を不快な思いにさせるという規則や規定にかかる公文書	R6.11.1	不存在
3	R6.10.31	①来庁者が電話に出られない事もあると伝えているのに、約1分おきに10回程度連続で電話をかけるという非常識な事を公務で行うと定めている公文書 ②上記の様な常識を守ることが出来ない方々が、公務で公正な判断が出来るという根拠がわかる公文書	R6.11.1	不存在
4	R6.11.7	①「さわやか提案箱」へ回答する場合には、以下の事例の様に議論のすり替えを行うと規定している公文書(事例) ・業者いじめ等の問題なのに、許認可に関する一般論にすり替えをしている。 ・過去の前例がなぜ悪かったのか総括したうえで連絡をお願いしているのに、条例の条文の説明をする。 ②常識を守ることが出来ない方々が公務で公正な判断ができるという根拠がわかる公文書	R6.11.13	不存在